

改正

平成27年3月10日教育委員会規則第6号

深谷市社会教育委員会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、深谷市社会教育委員設置条例（平成18年深谷市条例第108号）第4条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 委員の会議（以下「会議」という。）に、委員の互選により、議長及び副議長1人を置き、その任期は、1年とする。

2 議長は、会議を主宰する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、深谷市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要の都度、招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 議長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第5条 会議に、社会教育の積極的な振興を図るため、次の専門部会を置くことができる。

(1) 成人教育部会

(2) 青少年教育部会

(結果報告)

第6条 会議の結果は、文書により教育長を経て、深谷市教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、社会教育に関する事務を所掌する部署において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月10日教委規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。